

平成29年度事業計画

法人理念

「愛生相和」

社会福祉法人愛成会は、人間を取り巻く社会に対する理事長の熱い思いから生まれました。少子高齢化や住宅や社会環境など様々な事情で、お年寄りの介護が困難になる家庭がこれからますます増加していく中で、行き場を無くしてしまう高齢者とその家族を支えるための一助となるように、愛成会は創設されました。

法人理念である「愛生相和」とは、生きとし生けるもの全てが互いに愛し合い、助け合い、支え合って和をなすことです。ひらく言えば、「おかげさまで」「ありがとうございます」「お互いさまで」と言い合える「互助と感謝」の気持ちを持って日々生きていくことです。

ゲストの世代を考えれば、敗戦の混乱の中で懸命に努力を続けて日本の復興と繁栄を担ってくださった方々です。つまり、ゲストの方々のご苦労のおかげで現在の私たちの生活があります。それに加えて、介護保険導入以降、社会福祉法人はゲストやご家族が負担している保険料で運営をさせて頂いています。

ゲストの皆様が、愛成会の各施設の居室をご自分の家の離れの一部屋のように、自由にのびのびと楽しく暮らして頂ける施設でありたい。ご家族様と職員が力を合わせてゲストの生活の満足を達成していきたいと考えています。

私たちは、「利用者本位」を最優先に考え、サービスの向上を目指し続けます。ゲストやご家族に喜んでいただけることが私たちの喜びであり、私たちの暮らしの満足につながると考えています。

【運営方針】

1. ゲスト・ご家族の多様な要望に応えることができるようなサービス提供体制をつくります。

- (1) 施設で最期まで暮らす事を希望されるゲストには、生き甲斐を以て暮らす毎日を支援し。看取りを行います。
- (2) 在宅復帰を希望されるゲスト・ご家族には、必要な支援の調査研究を行い、課題の解決方法を検討します。

2. 質の高い職員育成

高齢者福祉事業への高い意識と社会性を兼ね備えた職員育成に努めます。

互助と感謝と思いやりを持ち、社会人・組織人として行動する高齢者福祉のプロフェッショナルの育成に努めます。

職員を育成するための研修計画を整理し、体系化して研修を行います。

3. 安心して働ける職場環境作り

ストレスマネジメント、長時間労働を見直し、職員が元気に個々の能力を発揮できる職場環境を作ります。

4. 盤石な法人経営の確立

複数事業所を運営する法人としての体制を整えるための組織づくりに努めます。

コスト意識を持って、最大の満足度を上げる組織づくりと実践に努めます。

全事業所の部門がそれぞれの専門性を遺憾なく発揮し、事業所同士が連携して全職種協働でゲストを支える組織体制を強化します。

5. 社会貢献

地域の高齢者福祉施設として尽力するための組織づくりと実践に努めます。

地域の方々や高齢者施設との連携を強化し、地域における公益的な取り組みを率先して実行します。

6. 新規事業実現に向けて

(1) 介護職員初任者研修

2025年に向けて介護の担い手不足が憂慮される中、地域の複数事業所が協力し合って自らの手で介護人材を発掘し育成する事を目的として、愛成会が発起人となり介護職員初任者研修事業を行います。

(2) 居宅介護支援事業

介護を必要とする方が適切な介護サービスを利用できるよう、また、地域の方が気軽に相談できるよう、居宅介護支援事業の研究、検討を継続します。

【特別養護老人ホーム愛成苑】

《部門別事業計画》

1：事務部門

《目標》

愛成苑の顔として、事務職員は、いつ、誰が来ても良い印象を与えられるよう、相手の立場に立って行動し、笑顔で丁寧、且つ迅速なサービスを心掛ける。

(1) 受付業務の向上

常に笑顔で業務にあたり、何事にも誠意を持って柔軟な対応が出来るよう各部署と連携をとり情報共有を行う。

愛成苑に来てよかったですと思っていただけるようなサービスを心掛ける。

(2) クラブ活動の支援強化

ゲストの生きる意欲や喜び、癒しのために行なっているクラブ活動を側面から支援する。ゲストの笑顔を応援するためのサポートをしていく。

(3) 開かれた施設、地域との交流の推進

愛成苑をより多くの方に知っていただけるよう、施設見学者や研修の受け入れを積極的に行う。福祉専門学校の施設研修の受け入れを行う。

大きな施設イベントの際には近隣の方にもご案内をし、交流を深めていく。

(4) ホームページの充実

事業所が増えることを視野に入れ、ホームページのリニューアルを行う。現在公開している情報をより多くの皆様に知ってもらい有効に活用していただき、

愛成苑をはじめ、愛成会を利用したいと思っていただけるようなホームページを作成する。

(5) 防災活動の強化

避難訓練は年に2回行う。（うち1回は夜間想定訓練）消防設備などの操作法も身につける。

地域防災協定を締結していることから、地元自治会と連携して訓練を行うことで緊急時の連携を強化する。

消防設備の点検は宿直者が毎月行う。また、法定点検は年に一回防火対象物点検資格者が行う。

備蓄品については期限切れのないよう定期的に点検を行う。

防火管理者を各部門で1名ずつ配置、もしくは受講し、防災についての意識をあげる。

(6) 職務分担の点検と明確化

介護請求担当者、経理担当者、物品管理担当者が、それぞれの職務に責任を持ち

業務を遂行する。

各担当者不在時にも業務が円滑に行えるよう、報告・連絡・相談を徹底し、
基本的な業務内容を共有する。

(7) 備品管理の徹底

欠品がないよう物品・備品等の管理を行い、現場職員が安心して業務を行えるようサポートする。常に整理整頓を心掛け、在庫状況を把握し過剰な在庫を持たないよう徹底する。

(8) 雇用の確保

近隣在住の職員の雇用を積極的に行い、地域に根ざした事業運営を目指す。
社会福祉法人には社会への介護人材を輩出する社会的使命もあるため、介護未経験者の研修の受入や雇用も積極的に行う。外国籍職員でも働きやすいような職場環境を作る。入居者：看・介護が常勤換算で3：1という法定基準を遵守する。ゲストの人格・個性を尊重したサービス提供ために2：1より手厚くなるよう計画的に雇用する。

(9) 人材育成のための研修実施

29年度も、引き続き28年度同様にタイムリーな課題解決を図りながら能力向上を目指していく。

特に、愛成塾参加者を法人全体に広げ、各施設間職員の融和とレベル向上を図っていく。

(10) コスト削減

健全な運営のため職員一人一人が無駄な支出が出ないよう心がけ行動する。
物品・備品の大切さ、正しい使用方法の周知を行い、買い替え、修理等を減らし経費削減に努めていく。

光熱費等の使用状況をこまめに確認し無駄のない管理を徹底する。

電気代については節電業者と協力し、契約電力150 kW以内を目標とする。

(11) 関係部門との連携

会議、委員会、研修等を開催する際、会場の設営や資料の準備に協力し、スムーズに進行出来るようサポートする。

(12) よこはま介護アカデミーの開設

平成29年度より愛成会が主体となり介護職員初任者研修を実施する。

2025年に向けて地域で介護職員を育成し地域に貢献する。

2 : 相談部門

1. ケアマネージャー（介護支援専門員）

《目標》

ゲストの身体的・精神的・社会的自立を高め、ゲストが能動的に行動できるように支援し、生きがいのある安全で安心した生活を送っていただけるようにする。

又、個別ニーズに即応したサービスが提供できるよう努めていくと共に、居宅における

生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮を行い、また「住み慣れた我が家に帰りたい」というゲストご家族に対しても日常生活自立度をさらに改善するケアプランを作成し、施設が「終の棲家」ではないという考え方の元、在宅復帰を支援していく。

☆ケアプランの充実☆

(1) 策定方法

- ① ゲスト、ご家族の意向を尊重する。特にご自分の意思を伝えきれないゲストのニーズをつかむことに注意する。ご家族には来訪のときにお話を伺い、ケアプランの策定時に反映させる。又、来訪の困難なご家族様には書面でご家族の意向を伺う。
- ② 身体ケアはもちろん、ユニットケアの特性を生かし、ゲストの意向に沿って自己実現できるように、職員全体で支援していく。

(2) ケアプラン策定における関係職員の役割

- ① ケアプラン策定は、フロア担当相談員・介護職員が中心となり、看護職員、管理栄養士、生活相談員、機能訓練指導員、事務部門と総合的な援助の方針を協議検討（サービス担当者会議）の上、設定し更に、各ユニット単位で、各職員に周知徹底を図る。
- ② ケアプランは、課題毎に設定された期間、もしくは12ヶ月毎、または、身体状況急変時に隨時見直し変更する。
- ③ ケアプランの作成・評価の場として月1回以上サービス担当者会議を開催する。サービス内容の変更の時は、サービス担当者会議録を作成し、ケアプランに反映させる。
- ④ 策定されたケアプランは、ゲスト・ご家族に示し承諾を得る。
- ⑤ フロア担当は、ゲストのADL把握及びケアプランの達成状況把握に努めるものとする。
- ⑥ ケアプラン策定及び見直しは、フロア担当相談員か介護職員が中心となり、情報分析及び関係部門との協議を行うものとする。6ヶ月に1回、もしくは必要時に相談員がモニタリングを行い記録すると共にサービス変更の際は、ケアプラン策定を行う。

(3) ケアプラン策定における医療従事者の役割

- ① 医師、歯科医師並びに協力医療機関等との連携を密にし、ケアプランの策定に医療情報を反映させるものとする。
- ② 入退院等によりADLの変化や医師の治療方針の変更があった場合は、速やかに情報提供を行い、ケアプランの見直しを図る。

(4) ケアプラン策定（栄養マネジメント）における給食従事者の役割

- ① 食事中の巡回指導に努め、摂食、嚥下の状態を把握し必要に応じて迅速に食事形態・量の変更、補助栄養の必要性を管理栄養士と共に協議し、ケアプラン策定にいかしていく。

② 入退院や医師の治療方針の変更により、食事内容に変更があった場合は、速やかに情報提供を行い、ケアプランの見直しを図るものとする。

③ 医師及び看護職員との連絡を密にし、療養食を召し上がるゲストに対してもケアプランの充実を図るものとする。

(5) ケアプラン策定における機能訓練指導員の役割

① 医師、看護職員、機能訓練指導員が連携を密にする。日常生活の中に機能訓練を取り入れ、ゲストの機能の維持回復を、機能訓練指導員と共に協議し、ケアプラン策定にいかしていく。

② 入退院や医師の治療方針の変更により、機能訓練内容に変更があった場合は、速やかに情報提供を行い、ケアプランの見直しを図る。

③ 介護用品、自助具等の情報を提供し、ケアプランの充実を側面から援助していく。

(6) ケアプラン策定における事務部門の役割

① 他職種との連携を密にし、効果的なサービスが提供できるようにケアプランの策定を側面から援助していく。

② パソコン操作、郵便物の取り扱いなどでも支援する

(7) ケアプラン策定における介護支援専門員の役割

① 他職種との連携を密にし、効果的なサービス計画が策定できるようにゲストに関する些細な情報も他部署に情報提供しつつ、ケアプラン策定の統括を行っていく。

(8) 経営安定化への役割

全職種が密に連携しゲストの健康管理、ADL維持・回復に努める。ゲストに健康・安定・充実した生活を長く続けていただくことにより、経営の安定化を図る。

2. 生活相談員

《目標》

ゲストやご家族からの相談には、その都度対応し、ゲストが安全で安心して生活できる環境づくりに努めていく。日々の相談業務を強化するとともに、『要望・苦情相談窓口』を、ゲストやご家族にとって気軽に利用できるよう、工夫していく。

又、地域に対しても「互助・感謝」の気持ちを大切にし、地域に開かれた施設作りに努めると共に地域との連携を図る。

(やむを得ない事由による措置・災害時の緊急ショートステイ・徘徊高齢者の受け入れ等)

(1) 個別相談の明確化

ご相談の内容に応じて、おおよそ以下の職員が対応する。

- ① 管理運営上の相談・・・・・・施設長、事務長
- ② 処遇上の相談・・・・・・介護支援専門員、生活相談員、介護部長、看護部長
- ③ 医療上の相談・・・・・・医師、看護部長
- ④ 食事・栄養管理上の相談・・・・・管理栄養士
- ⑤ リハビリテーション・・・・・機能訓練指導員
- ⑥ 入退所時の相談、その他の相談・・介護支援専門員・生活相談員

(2) 要望・苦情相談窓口の明確化

日常の相談とは別に、とくにご要望・苦情に関しての窓口を設け、サービスの向上と改善を図る。

- ① 苦情受付担当者（生活相談員）がご要望・苦情の受け付けの窓口となり、相談に応じる。受け付け窓口を生活相談員以外としたいときは、苦情解決責任者（施設長）に申し出ることができる。お申出は、口頭、電話、文書のいずれの方法でもできる。また『ご意見箱』へ投函していただいくこともできる。日頃からゲスト・ご家族がご要望・苦情を伝えやすい信頼関係を築くよう努める。
 - ② 苦情解決責任者（施設長）は、苦情受付担当者の報告を受け、職員を指揮し、施設全体でゲスト・ご家族等からのご要望や苦情に対して誠意を持って対応し、その解決や改善に取り組む。
 - ③ 苦情解決責任者は、苦情申出者に対し、1か月以内に改善（検討結果）の報告を行う。
1月以内に改善（検討結果）の報告ができないものについては、検討状況の報告

1月以内に改善（検討結果）の報告ができないものについては、検討状況の報告を行う。

(3) 苦情処理の円滑化

苦情処理は、生活相談員が中心となって以下のとおり行う。

- ① 愛成苑は、提供したサービスに関するゲストからの苦情に迅速にかつ適正にする。
 - ② 各階の相談員が苦情を受け付け、事実確認し解決を図る。
 - ③ 部長会議に苦情の内容を報告し、全部門で問題を共有して処遇改善を行なう。
 - ④ ゲスト、ご家族からのCSアンケートを年1回実施し、ニーズの把握をすることにより利用者処遇に生かす
 - ⑤ 愛成苑は、提供したサービスに関し、行政が行う文章その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は行政の職員からの質問若しくは照会に応じ、ゲストからの苦情に関し行政の行う調査に協力するとともに、行政からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - ⑥ 愛成苑は、提供した施設サービスに関するゲストからの苦情に国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、同連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

ゲスト、ご家族からの苦情が発生した場合は、苦情解決体制を強化し、苦情受付担当者、苦情解決責任者、当該部門長・フロアーダンボン担当相談員・苦情解決第三者委員で協議し、部長会議にて報告する。

(4) 病院への受診対応の充実

日々身体状況の変化するゲストには、病院への受診が必要不可欠である。運転手についても職員を専任している。

協力病院の受診も含めご家族に通院の付き添いについてのお願いをしている。ご家族と苑とが一緒にゲストの健康を支えていく。

(5) 経営安定化への役割

本入所に関しては申込者のニーズに応え、入所の必要性の高い方から入所のご案内をする。本入所を常時満床にするよう、ご家族と密に連絡をとって円滑に入所日を決定する。又ショートステイの利用等では本入所ユニットの空床を利用する。空床利用にはご家族の理解と協力が不可欠である。利用のご希望に出来る限り応え、安心してお過ごしいただける施設体制を構築し、安定した経営を目指す。

(6) 施設で看取りを行う際の役割

看取り介護に関して、入所時の説明、意思確認から、看取り期・死後に至るまで、継続的にご家族を支援します。

① 本人と家族が安心できる環境作りをする。

死期が近づくなかで本人と家族が少しでもリラックスして
一緒に過ごせるような環境を作る。

お部屋に出向き、様子をみながら本人や家族の不安や悩みを聴く。

ご本人様、家族の不安が少しでも緩和するように積極的に行動する。

② ご本人様、家族、ケアワーカーのつながりをより強固にし、各職種間（看護師、機能訓練指導員、栄養士等）との足並みを揃え、ご本人様の希望を主とした看取り介護計画書を作成し支援する。

3. 生活相談員（短期入所生活）

《目標》

ご利用率毎月95%以上を達成する事を目指す。

より多くの方々にご利用いただくため、あらゆる場面において、愛成苑ショートステイ及び本入所のPR活動・工夫を展開していく。

本入所のゲスト同様に、短期間でもゲストの要望を知り、ひとり一人のゲストを主役とし、個別ケアに努める。

更に、短期入所を利用する事で、本入所も希望して頂ける様にゲストの満足度を高める。

又、社会貢献を積極的に行い、やむを得ない事由による措置・災害時・徘徊高齢者等、緊急の受け入れを進めていく。

(1) ご利用率95%以上を達成する

- ① ゲストの満足度が高ければ、再び利用して頂けると言う視点から、「満足して頂けましたか？」等を本人は勿論、ご家族にも直接尋ね、又アンケート等も実施する。
- ② 顧客満足度を向上させる為、ゲスト及び家族の要望を知り、感謝の気持ちの手紙、一筆箋を添えてご家族やご本人に渡す。職員の意識を高め、より質の高いサービスを提供していく事でリピーターを増やす

(2) 多くの方にご利用いただくために空床利用を進める

空床利用をすることにより、本入所ゲストのご家族費用負担が軽減し、また、お困りの入床希望者をより多く受け入れる事が出来る。

その為にも、事前にユニットのゲスト情報を提供し、共有化する事で職員連携を強

めていき、空床利用を推進して行く。

又、急な利用にも対応できる体制づくりを構築する。

(3) ご利用者を増やす為、瀬谷区・旭区・泉区（一部）・保土ヶ谷区にて営業強化

① 訪問営業

現在利用して下さっている各区事業所に、訪問してケアマネと情報交換を月に2回行う。

② 企画営業

ソフト食試食会やショートステイ体験会等の企画を通し、各事業所だけでなく、自治会や民生委員に働きかけ、広く情報を収集できる体制を築き営業強化を図る。

③ FAX営業

瀬谷区・旭区・泉区全ての事業所と、よく利用して下さる他区の事業所に、空床情報送付を2週に1回行う。

(4) 愛成苑ショートステイのPR活動

① 新規利用者の開拓と、顧客満足度の向上に繋げる為、愛成苑で行われるレクリエーションの宣伝を積極的にしていく。

又、各事業所にもレクリエーションの情報を宣伝していく。

② ケアプラザ・各事業所とともに共同して開催できる催し物を企画し、親密度を増しながら愛成苑の宣伝活動を進めていく

3：介護部門

《目標》

法人理念である「互助と感謝」「利用者本位」に基づき、ゲスト一人ひとりの意思を尊重します。その人らしい生活が出来るような日常生活を支援し、最後まで安全で安心して満足していただくことのできる施設を目指します。また、本年度の運営方針にあるように、在宅復帰を望まれるゲスト、ご家族の要望に応えることの出来る体制作りも検討して参ります。職員の資格取得を推進し、職員の専門性を高めることで、サービスの質の向上をさせます。また、介護職員の研修・教育を充実させ、創意工夫の出来る職員を育成し、専門職としての自覚・自信を持ち、互いに成長できる職場環境を作ります。

(1) 運営方針の徹底

ユニットごとに運営方針に則って目標を設定し、意識づけをしていく。基本的な考え方について、どのスタッフも運営方針に則った考え方になるよう、ブロックリーダーが中心になって指導していく。

(2) 具体的な援助方法の決定と運用

① ゲスト一人ひとりの情報収集

各ゲスト一人ひとりの暮らし方・生活歴・価値観等の詳細な情報を得る・知る・把握するから始めゲスト主体の援助方法を探し出す。

② ケアマニュアルの周知徹底

ケアマニュアルに沿った業務遂行を図るためにOJTを推進する。またケアマニュアルの隨時見直し・改正を行う。

③ ケアプランの策定参画

よりよいケアプランを作成するために、ケアプランの土台となる情報提供・日常生活の課題等積極的にケアプランの策定に参画していく。

④ 質の高いサービスの提供

日常生活における介護サービスは個別にアセスメントしたゲストの意思を尊重し、自立を支援するケアプランに基づき、モニタリングを定期的に行い、サービスの提供に努める。

⑤ ご家族とのコミュニケーション、連携の強化

ユニットケアを推進していくためには、「私たちができる事、家族だからできる事」を考え、話し合い相互理解を目指す。その上でゲストの「こうしたい」家族の「してあげたい・こうしたい」という思いを描き実施できるよう支援する。

⑥ 看取り介護体制の充実

当苑で人生の最期を迎える。という本人の要望をご家族と共に考え、ゲストにとって一番ふさわしい最期の場を提供できるよう、職員の理解を深め看取り研修を充実させ、成熟させていく。

(3) 積極的な社会貢献・地域貢献への寄与

① やむ措置等の積極的な受け入れ

社会福祉法人として、地域社会に貢献すべく、やむを得ない事由による措置・災害時の緊急ショートステイの受け入れ・徘徊高齢者の受け入れ等を積極的に進めていく。

② 地域の方々を対象にした勉強会の実施

地域の方々が知りたい・学びたいと思えるような介護技術や介護知識をテーマに選び、定期的に勉強会や研修会を実施し、地域社会に貢献していく。

(4) ゲストの生活機能の維持と回復

① ドックセラピーによる生活機能訓練

ドックセラピーのさらなる充実を図り、ボール投げ等による運動機能訓練を実施していく。

② 散歩や外出による生活機能と免疫力の向上を図る

日光浴や外気浴の機会を増やし、病気に対する抵抗力を高めるように働きかける。

③ 口腔体操やリハビリ体操の充実

口腔体操やリハビリ体操、声出し運動等の生活リハビリを実施し、自立的な日常生活を支援していく

④ 理美容、マッサージ、アロマテラピーによる「癒し」の向上

希望者には、理美容、マッサージ、アロマテラピーを利用してもらい、充実した生活と癒しを味わっていただく。

(5) 家族・地域に開かれた施設づくりを推進する。

① 地域との交流促進

地域に根ざした施設を目指している苑としては、積極的に地域のイベントに参加します。また、苑で行なわれるイベントに地域の方々をご招待し、開かれた施設を目指す。

② よこはまシニアボランティアポイントの更なる充実を図る。

横浜シニアボランティアポイントの受入施設である事の周知活動をはじめ、ポイントカード取得の為の講習会開催やボランティアの人員増員を進め、傾聴、菜園・花壇造り、清掃、散歩外出の補助等、一層の充実を図りゲストにとって日々の生活をより良いものにする。

③ 各種イベント(合唱、演奏、劇、手品等)の充実

現在も行なわれている各種イベントをユニット職員見守りのもとより充実さる。

④ 幼稚園児、保育園児、小・中・高・学校生徒との交流の推進

普段ふれあう機会の少ない子供たちと交流を持つことで、生活に張り合いを持って頂けるようにする。

⑤ 研修生・実習生の積極的受入れ

積極的に研修生・実習生を受入れ、将来介護職を担う人の育成の一助と成るように努める。

⑥ ゲストやご家族対象の講演や研修による学びの実施

ゲストの満足をご家族と共に支える為に必要な話題をテーマに講演会や研修会を実施する。

(6) 空床利用の推進

空床利用を進めていくに当たり、介護職員の意識を統一し、より多くの方に利用して頂けるようにしていく。具体的には率先して部屋の片づけ、清掃を行い、スムーズな空床利用を心掛けていく。

(7) 職場環境の改善に努める

① 働きやすい職場は職員にとって原点である。施設を良くする為の職員からの提案を、積極的に検討し、働き甲斐のある職場環境を職員全員で創っていく。

② 有給休暇の消化の促進

シフト上無理のないように考慮して、有給休暇が消化できるように勤務表を作成する。

(8) 研修・教育制度の充実

① 社会人としてのマナーの習得

社会人として恥ずかしくない行動、言動がとれるようにマナー研修などを開催する。

② 各種研修会の参加・開催

外部研修への積極的参加、苑内研修の企画・開催を通し、介護職員のスキルア職員の底上げに努める。

- ③ リーダー研修や愛成塾等の内部研修の充実
愛成苑の核となる幹部・幹部候補生の育成に力を入れ、施設理念や行動指針の範囲の中で、臨機応変に自らが考え、工夫し、改革していく人物を育成していく。
- (9) 恵まれた周囲の自然環境に親しむ(市民の森、海軍道路の桜、田園風景)四季の実感、苑の近辺にある豊かな自然環境に親しんで頂くために、ユニット職員は時間を作り散歩するなどして、四季を体で感じていただくようにする。

4：看護部門

特別養護老人ホームにおける看護の大きな特徴は、次の3点が考えられる。

- (1) ゲストの生活ニーズを優先した看護である。
ゲストの生活活動を優先する中で、リスクがある場合は、方法を工夫して安全性を確保する。
- (2) 予防を中心とした看護である。
褥瘡予防を含めた異常の早期発見に努め、重篤にならないうちに適正に対処する。
- (3) 生活の延長としての看取りを行う看護である。

これらを実践することが、ゲストにとっての「その人らしい暮らし」の支援につながる。それには介護職員との連携がとても重要であると同時に、介護職員にとっても、持てる力を十分に發揮するには看護との連携が不可欠である。

今まで以上に、他職種の職員と情報共有と連携を十分に行い、ゲストへのサービス向上に取り組んで行きたい。

《目標》

- (1) 咳痰吸引等実地研修指導に取り組み、研修職員が「特定行為業務従事者」の認定を受けられるよう支援する。
- (2) 平成24年に経過措置で認定を受けた介護職員の技術向上のため、計画的に指導を行う。
- (3) 介護職員との連携を強化する。
- (4) 看護職員が中心になって担当している安全管理委員会、感染症防止対策委員会と褥瘡予防対策委員会、看取り介護委員会の活動を充実させ、ケアの向上に貢献する。
- (5) 看取り介護の充実を図る。

個々のゲストの看取り介護開始にあたり、時期の判断、甦生病院医師へのタイムリーな報告、相談員との情報共有に力を注ぎ取り組む。看取り介護開始後は、ゲストやご家族の思いに寄り添い看護していく。また、介護職員が不安を最小限にする中で業務が遂行できるよう支援していく。

- (6) 横浜甦生病院及びめぐみ在宅クリニックとの連携をより強化するとともに、他の医療機関の受診体制を整備する。
- (7) 長期滞在するショートステイ利用者の受け入れについて苑としての対応のルールを作る。
- 常に一定数のゲストが長期滞在で利用しているが、従来のショートステイや本入所のルールでは対応できない状況が発生している。ゲストのご家族のニーズが多様化している中、円滑に対応するためのルールを関係部門と協働して取り組む必要がある。
- (8) 社会貢献
- ① やむを得ぬ事由による措置利用者を積極的に受け入れる
 - ② 徘徊高齢者の入所を積極的に受け入れる。
 - ③ 災害被災時の緊急入所者を積極的に受け入れる。
- (9) 機能訓練指導の充実
- 本年度においても、各ゲストが「自分らしい」生活を送れるよう現状の把握に努め、3ヶ月に1度、評価を行い、個別機能訓練計画書の更新を行う。ADLの維持、QOLの維持・向上のため日常生活の中に機能訓練を取り入れた生活リハビリを中心に行なう。また、残存機能の活用の為、環境の整備が進められるよう、各職種と連携を深め、全職員が「そのゲストにとって、「どのような機能訓練・環境整備が必要か」の意識を持って支援できるように努める。
- ① 一人ひとりに合った個別機能訓練計画書の策定
- ゲスト・ご家族からの要望に加え、各職種からの情報収集や定期的に行う評価に基づき、概ね3ヶ月に1度個別機能訓練計画書を更新し、今後の支援の方向性をゲスト・ご家族に説明し各職員に周知する。
- ② 定期的な体操の実施
- 昨年度は多くのゲストに参加して頂き、「体操」が定着してきた。今年度も、引き続き、懐かしい気持ちになっていたらしく場、楽しみの場として、日常生活の中で「意識して身体を動かせる機会」である体操を定期的に実施する。ユニット同士の交流が図れるような場としての提供に努める。
- ③ 「姿勢」の見直し
- 日常生活を送る「姿勢」から機能訓練は始まっている。拘縮予防のためのポジショニングや食事場面でのシーティングなどである。正しい姿勢、安楽な姿勢をとることで潜在的な能力を引き出すことを狙う。
- ④ ドッグセラピーの実施
- 動物と触れ合うことは、童心に返り、ふだん以上の心身の反応を發揮させることがある。愛成苑の特徴である「ドッグセラピー」がゲストにとって楽しみの時間となるとともに、心身の活性化の図れる場として実施に努める。
- ⑤ 日々の生活を豊かにする
- 機能訓練の内容を日常生活の中に落とし込むことで「ご本人が知らないうちに訓

練ができる」と理想ととらえている。しかしながら、日常生活そのものの変化が少なく、刺激の少ないものだとすると、「食事を摂ることすら、したくない」といったお気持ちになることもある。機能訓練では、日常生活を張りのあるものとし、ゲストが自ら動きたくなるようになっていただくためにも、施設が主催する行事やレクリエーションを側面から支援し、また自らも企画し、ゲストの生活を豊かにすることを支援していく。

⑥ 研修の実施

昨年度は、年間を通して各種の研修を行なった。本年度においても、引き続き、ポジショニングやシーティング、ボディメカニクスなど、介護技術に関連する研修だけでなく、要望があれば自身の知識の中で様々な研修を行なう。職員向けだけでなく、地域の方々に向けても行えるよう準備を進めていく。

(10) 職員の育成

研修に積極的に参加し、スキルアップを図る。

5：栄養部門

運営理念のもとに、食事に関するサービス提供について、計画する。

ゲストの皆様にとって食事は健康保健上欠かせないものであり、かつ三大欲求の一つとして、最大の楽しみと考える。

そのため、年間行事食・嗜好を取り入れた献立・見た目にもおいしい食事・ゆっくりと食事を楽しめる供食時間などに配慮した食事サービスを提供する。

また、食品衛生の観点からも十分な配慮をした食事提供が行えるよう努め、

全職員当番制による検食の実施や、食事形態では常食・ソフト食・ゼリー食を取り入れ、ゲストの摂食・嚥下機能を適宜多職種で評価・決定し、提供する。

一度、ソフト食やゼリー食になってしまった方も歯科医師にアドバイスを頂きながら、多職種での摂食嚥下機能維持向上への取組みの実施と食事形態の見直しを行ない、食事形態アップを積極的に取り組んでいく。

ソフト食ゼリー食に関しては、今後も摂食・嚥下機能と関連付けながら、さらに美味しく安全に食事を楽しむことができる介護食として、研究開発していく。

愛成苑の特長の一つとして地域に発信し、より一層、愛成苑での生活に楽しみと安心を感じて頂けることを大きな目的として実施していく。

《目標》

(1) 食事全般においての重点目標

① 栄養ケアマネジメントの充実

施設サービス計画をもとに、ゲスト・ご家族の意向を踏まえ、管理栄養士は実際

の食事の様子を巡回し、多職種から得る情報と併せてゲスト個々の特徴とニーズに添った栄養ケア計画を立案する。また、コンプライアンスの基本方針に基づき、適正な栄養ケアマネジメントの運営を図り、よりゲストの栄養と健康と食欲が維持向上できるよう実施する。

② ゆっくりと楽しめる食事の提供

ゆっくりと食事を楽しんで頂けるよう食事時間を70分とし、ゲストご自身の食事ペースを尊重し、配慮する。

③ ゲストのニーズに沿った食事の提供

養ケア計画を基に、ゲストの健康状態を多角的に評価し、食からの健康維持、意欲向上を図れることを目標に食事提供を実施する。

④ 献立内容の検討

季節の食材を取り入れた料理、ゲスト・ご家族・施設の交流の場としてバイキング形式（ファミリーランチ）の実施、その他季節に合わせた行事食（松花堂弁当）、メニュークリニック、選べるおやつの実施をしていく。ゲスト皆様の嗜好については、栄養ケアマネジメントにて得る情報や半年毎に実施の嗜好調査の結果、残菜記録にて把握していく。

⑤ 多職種との連携

ゲストへの食事支援では体調の変化による食事内容の変更、早出し等の食事提供時間の調整、食事介助の方法と注意点、自力摂取に向けてのアプローチ方法などサービス担当者会議の場で、ゲスト個々の対応の仕方について情報共有を行っていく。食事内容の変更時には、担当相談員よりご家族への連絡行ない、不安や疑問のないように対応をする。

⑥ 社会貢献の一環として、緊急ショートステイ・やむを得ない事由による措置入所があった場合も通常の入所受け入れと同様に体調、疾病や嗜好に合わせた食事の提供ができるように努める。

⑦ 危機管理

大規模災害に備え、災害用備蓄(非常食)を148人前×3日分を常備し、定期的に確認、賞味期限切れのないよう管理を行う。また、経管栄養者については2週間分の常時在庫となるように管理する。

(2) 給食業務における衛生保持

① 厨房内の衛生保持

厨房内の定期的な清掃による清潔保持、整理整頓、自主点検を適時行なっていく。

② 食中毒の防止

調理従事者の健康管理、厨房内での温度管理、調理後の二次汚染等に常に注意し、給食による食中毒の防止の徹底を図る。

喫食時間に対して、仕込み・調理作業が早まりすぎないように厨房作業工程表に沿って業務遂行する。

③ 業務の安全性の確認

日々の給食業務の安全作業確認を行なうため、年2回以上の衛生検査を実施していく。(アウトソース自社基準によるもの)

(3) 給食職務従事者の目標設定(アウトソース)

- ① 発注や仕込みなど調理作業の前段階での問題を減らせるように取り組む。
- ② 前年度に引き続き、看取り食提供の充実と想定される問題について考え、厨房スタッフ全員に心構えの周知、対処方法などの準備を進めていく。
- ③ 「清潔さ、丁寧さ、心をこめて」

社会人として、施設職員の一員としての「身だしなみ」「言葉づかい」「ゲスト、ご家族の接し方と態度」を各自再確認する。

*厨房内外問わず、調理従事者は頭髪・衣類の清潔感を保つ。特に、作業衣の汚れは互いに注意しあう。

*厨房内であっても、乱暴な言葉づかいや作業中の私語は慎む。

*食欲をそそるような丁寧な盛り付け、適温での食事提供ができるよう調理・盛り付け等の作業時間配分を考え、責任を持って実践する。

*施設内ではゲストやご家族に対して積極的に挨拶、言葉かけを行なう

《会議・委員会活動》

会議・委員会は、施設の理念・運営方針を実現するための効果的方法を協議・検討し実行することを目的とする。

- * 書記は会議・委員会開催後、1週間以内に各委員長に議事録を提出する。
- * 委員長は議事録を校正後、各構成員にコピーを配布し、資料と共に原本を保管する。
- * 会議・委員会には施設長・事務長・施設長が必要と認めた者が参加する場合もある。
- * 会議・委員会は2/3をもって定足数とする。但し、理事長・施設長の承認があるときにはこの限りではない。

1：会議

1. 愛成会会議

- (1) 愛成会会議は、運営の全般的執行についての方針ならびに計画の立案、その他調査、研究、企画、管理、連絡、調整を行う機関とし、理事長が必要に応じて招集し、開催する。
- (2) 愛成会会議にて決議を必要とする場合は、必ずしも多数決にはよらず、参加者の意見を斟酌して理事長がこの可否を決定する。
- (3) 理事長・施設長・事務長・参与・部長・管理栄養士・ヴィラ愛成管理者、及び理事長が必要と認めたもので構成する。

2. 運営会議

愛成会会議を受けて、施設経営・事業計画立案とその評価、また危機管理などについて、より深く検討し提案・実行していく会議である。

- (1) 運営会議は愛成会会議で決議された事項について、各施設間、各部門間の業務運営に関する連絡・調整を主とし、施設長の指示伝達事項の徹底、業務運営上の問題点の検討と改善措置の徹底、その他業務の執行に関する基本的もしくは重要な事項の徹底を会議事項とする。
 - ① 経営について
 - ② 事業計画について
 - ③ 今年度の重点目標の取り組み
 - ④ 危機管理について

- (2) 議題は事前に参加者に通知することを原則とする。また、議題を提案しようとする者は、あらかじめ施設長に届け出、承認を得ることを要する。但し、軽微なるもの、緊急を要するものはこの限りではない。
- (3) 施設長が招集し、1月に1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に会議を開催することがある。
- (4) 運営会議にて決議を必要とする場合は、必ずしも多数決にはよらず、参加者の意見を斟酌して施設長がこの可否を決定する。
- (5) 施設長・事務長・参与・部長・管理栄養士・ホームマネージャー・サブマネージャーで構成する。

3. 部長会議

- (1) 事業計画に基づいて、各部門で推進する事項の提案・検討を行い、決裁権限者が承認する。
- (2) 承認された事項の進捗状況を他部門に伝達し全部門でベクトルをあわせて協調を図る。
- (3) 各部門で受け付けた苦情とその解決を報告し、職員の育成に役立てる。
受け付けた部門での困難事例については、構成員全員で解決を図る。
- (4) 各部門の事故報告と困難事例の再発防止策の検討。
- (5) 会議にて決議を必要とする場合は、必ずしも多数決にはよらず、参加者の意見を斟酌して施設長がこの可否を決定する。
- (6) 施設長が招集し、月3回程度開催する。ただし、必要に応じて臨時に会議を開催することがある。
- (7) 施設長・事務長・部長・管理栄養士で構成する。

4. 部門会議

- (1) 事務部門
 - ◆ 事務会議
1ヶ月に1回以上開催し、部長会議・愛成苑運営会議・各担当委員会の情報共有。業務内容で改善すべきところがあれば、話し合い改善する。
- (2) 相談部門・介護部門
 - ◆ ブロックリーダー会議
施設運営の実務全般についての企画、立案、調整、連絡、評価、報告を行う機関である。
1ヶ月に1回介護部長が招集する。構成員は各ブロックリーダーだが、施設長・事務長・関係部門の部長及びその関係者が参加する場合もある。

会議事項は次の通りとする

- ① 運営方針を浸透させるための諸施策を検討する
- ② 業務運営状況の報告ならびに連絡
- ③ 各ユニットの業務運営に関する調整
- ④ 施設長からの指示伝達事項の徹底と報告
- ⑤ ユニット業務運営上の問題点と改善措置の検討
- ⑥ その他ユニット業務執行に関する基本的もしくは重要な事項の検討
- ⑦ 施設内研修の企画・運営

議題は事前に参加者に通知することを原則とする。また、議題を提案しようとする者は、あらかじめ介護部長に届け出、承認を得ることを要する。但し、軽微なるもの、緊急を要するものはこの限りではない。

◆ ユニット会議

ブロックリーダーが招集し、毎月1回ユニット会議を開催する。

構成員はユニット内全職員とする。

利用者本位のケアを提供できるように情報共有を行い、ケアプランや行事等についての話し合う。また、各会議・委員会での決定事項報告の場とする。責任者はブロックリーダーとし、内容により他職種の参加を促す。会議開催後一週間以内に議事録を提出する。

◆ 相談会議

- ① 1ヶ月に1回以上開催し、部長会議・愛成会運営会議内容の報告。
- ② 委員会・苦情・役割内容の情報交換を行う。
- ③ 業務内容で改善すべき所や悩み事があれば、話し合い改善する。

(3) 看護部門

◆ 看護会議

看護部長が招集し、毎月1回看護会議を開催する。

《内容》

- ① 業務内容の見直し・改善事項の検討
- ② 他部門との連携の強化に向けた課題解決
- ③ 会議・委員会報告

2：委員会

1. 入退所判定委員会

入退所判定委員会は、ゲストにとって愛成苑での新しい生活への入り口である。正しい判定をするのはもちろんのこと、愛成苑での生活をよりよいものにするための正しい情

報を伝達する使命をもっている。面接者は、偏見のないゲストの情報を委員会に提示する必要がある。それにより、以下の手順により厳正な判定を経て入所が決定される。

- (1) 入退所判定委員会は施設長以下各職種の責任者クラスの職員が委員となり、月1回以上開催され入退所業務は適切に運営する。
- (2) 利用希望者の要介護度や介護者の状況等により点数が決められ、点数化された名簿により入退所は公正に決定され、記録も適切に整備する。
- (3) 待機者から問い合わせがあれば、点数と待機順その理由などを丁寧に説明する。
- (4) 入退所判定委員会で上位順位者となった場合は、生活相談員、介護部長、看護職員等で面接を実施し円滑な入所が出来るように努める。
- (5) 入退所の曜日や時間はゲスト・家族の都合に合わせる。
施設長・事務長・介護支援専門員・生活相談員・介護部長・看護部長・管理栄養士・機能訓練指導員・事務員・第3者委員及び施設長が必要と認めたもので構成する

2. 安全衛生委員会

施設長(総括安全衛生管理者)・事務長(衛生管理者)・産業医・介護部長・相談部長・看護部長・管理栄養士

職場における職員の健康の保持と増進を目的とする。

- (1) 健康診断について
9月・3月に行う健康診断の受診率100%を目指す。
- (2) インフルエンザ予防接種について
11月からインフルエンザ予防接種を行う。特別な事情がない限り全職員がインフルエンザ予防接種を行うこととする。施設内でのインフルエンザ発症ゼロを目指す。
1月に1回(第4土曜日)開催する。事務長(衛生管理者)が委員長となる。
施設長(総括安全衛生管理者)・事務長(衛生管理者)・産業医・介護部長・相談部長・看護部長・管理栄養士が構成員となる。
- (3) 職員のストレスマネジメント
参与と協力して必要な職員については適宜面談を行う。ストレスチェックを導入する。

3. サービス向上委員会

当委員会は、社会福祉法人としての社会貢献や、福祉事業であることの意義を念頭に入れながら、“介護とはサービス業である”と云う認識の上にたって、多角的、多方向から、如何にすればゲストに対してサービスの向上が行われるかを企画・検討・実施していくものとする。

- (1) 権利擁護
高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ・不適切ケア解消の取り組み
年2回の研修を企画し実施する
① 身体拘束ゼロのケアを継続していくために、サービス基準等の隨時見直し

ゲストの権利を擁護するケアの検討および提言

- ② 不適切と考えられるケア解消の推進
- ③ C S アンケートによる情報収集と顧客満足度の改善
- ④ ボランティア・研修生等を充実させるための施策と実行
- ⑤ 施設行事・外出レク・ユニット内イベントの企画・準備・実行
- ⑥ 介護関係マニュアル類の隨時見直しと改訂

(2) 広報部門の設置・運営の準備

(3) 委員会活動の充実

開催は1ヶ月に一回開催し、介護部長が委員長となり招集する。施設長・参与・介護支援専門員・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・管理栄養士・介護職員・事務員が構成員となる。

4. リスクマネジメント委員会

2カ月に1回以上開催する。介護部長補佐が委員長となり招集する。施設長・介護部長・機能訓練指導員・看護職員・介護支援専門員・生活相談員・管理栄養士・事務員が構成員となる。

リスクマネジメント委員会では事故を未然に防ぎ、ゲストに安心・安全な生活を過ごしていただけるようなケアを提供する体制を確立することを目的とする。

- ① 事故報告書の適切な記入方法の周知徹底
- ② ヒヤリハット報告書の適切な記入方法の周知徹底
- ③ センサーマット類の管理と活用方法
- ④ リスクマネジメント施設内研修⇒年2回企画し実施する
- ⑤ 事故マニュアルの見直しと周知徹底
- ⑥ 服薬マニュアルの見直しと周知徹底

5. 感染症防止対策委員会

2ヶ月に1回以上開催する。看護職員が委員長となり招集する。生活相談員・介護支援専門員・介護部長・介護職員・管理栄養士が構成員となる。

- (1) 感染予防に対する職員の意識啓発を図る
- (2) 職員や家族に感染症が発生した時、職場内での蔓延を防ぐための報告・連絡・指示のあり方を明らかにし、周知を図る
- (3) 異物の飲食による中毒対応マニュアルを作成する。
- (4) 年2回研修を企画し、実施する
 - ① 手洗い研修
 - ② 発生時に迅速な行動がとれるように実施する
(ノロウイルス感染症・期間限定とする)

(5) 臨時委員会の開催

感染症発生時には配置医師の指導の下、各部門担当者が構成員となり対応を協議し、周知徹底する。

6. 安全管理委員会

喀痰吸引等の実施について医療機関との連携の下で安全管理体制を実施し、常時適切な喀痰吸引等の業務が遂行されることを目的とする。

1ヶ月に1回以上開催する。施設長（副施設長）が委員長となり招集する。配置医師・生活相談員・介護支援専門員・看護職員・介護部長・介護職員・管理栄養士が構成員となる。事務局を医務におき、介護職員が議長を担う。

(1) 委員会の設置規定に関すること

(2) 喀痰吸引等業務に関わる関係職員の連携に関すること

(3) 喀痰吸引等業務の実施方針・計画に関すること

(4) 喀痰吸引等業務の実施状況・進捗状況の把握に関すること

(5) 喀痰吸引等の実施職員の教育・研修に関すること（AED研修・OJT研修）

(6) 喀痰吸引等の業務の手順書の見直しに関すること

(7) 喀痰吸引等の備品・衛生管理に関すること

(8) 喀痰吸引等の事故に関すること

(9) その他、適切な業務遂行に関すること

(10) 業務方法書と喀痰吸引等マニュアルの周知徹底

(11) 臨時委員会の開催

緊急を要する事案は配置医師の指導の下、各部門担当者が構成員となり対応を協議し、周知徹底する。

7. 褥瘡予防対策委員会

看護部門職員が委員長となり、1ヶ月に1回開催する。看護職員、介護部長、介護支援専門員、生活相談員、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員が構成員となる。

褥瘡の発生要因となるリスクを最小限に抑え、褥瘡予防に取り組む。ゲスト個々の状況に応じたキメの細かいケアが実施できるよう、委員会において情報を共有し、各専門職の力を合わせて取り組む。

(1) ゲスト全員を対象とした褥瘡予防計画書を作成・運用を行う。

① 上半期…計画書作成と評価方法を決める。

② 下半期…計画書をもとに褥瘡予防の実際に取り組む。

(2) 委員会活動の充実を図る。

① 対象となるゲストに合った褥瘡予防対策グッズの適切な選択と評価・管理を行う。

（ベッド・介助バー・車椅子などの福祉用具。低反発マットレス・エアマット・クッションなどの褥瘡予防対策グッズの評価と管理）

② 職員のリスクアセスメント力を向上させる。

- ③ 褥瘡予防や発生に関する情報交換を行い、互いに学びあう。
 - ④ マニュアルの見直しを行う。
- (3) 褥瘡予防に関する、知識・技術の習得に向けた研修を実施する。
- (4) 「椅子に座ろう」の取り組みを推進する。
食事の時は、正しいポジショニングで椅子に坐ることで体圧を分散させ褥瘡を予防する。
- (5) オムツ外しの推進を図る。
今年度においては、オムツ外しの対象となるゲストの選定規準を作る。そのための具体的な方法の検討から取り組む。

8. 看取り介護委員会

看護職員が委員長を担い、施設長、看護部長、介護部長、管理栄養士、機能訓練指導員、生活指導員、介護支援専門員、各ブロックリーダーで構成し、月1回開催する。

ゲストやご家族のニーズ沿ったサービスの質の向上を目指す。

- (1) 看取り介護を実践していく中で生じる課題を明らかにし、解決していく。
- (2) 必要時に看取り介護指針・マニュアルの見直しを行う。
- (3) 職員研修を年1回程度開催する。

9. 給食委員会

- (1) 管理栄養士が招集し、歯科医師・看護職員・生活相談員・介護部長・介護職員・アウトソース(調理師または栄養士・本社社員)が構成員となる。
- (2) 施設とアウトソースとの意見、情報交換の場として月に1回給食委員会を開催し、状況報告、行事食、改善事項の確認を行い、ゲストにより良い食事サービスを提供できるよう、給食内容・運営を検討していく場とする。
- (3) 毎月開催の施設行事としてファミリーランチを実施。ゲストとご家族がさらに喜んで頂けるよう、ユニット内、介護職員の雰囲気を盛り上げていく為に委員は中心となって、積極的に活動する。
- (4) 給食委員会主催の「居酒屋レク」を企画し、年4回の定期開催とする。
- (5) 食事に関するアンケート(嗜好調査)の実施。2月、8月実施予定とする。

経口維持カンファレンス

- (1) 嘔下評価の実施と、摂食嚥下機能維持、向上への取り組み。(経口維持加算I・II)
- (2) 歯科医師より、発声練習方法やゲストに合った食事姿勢の調整、口腔マッサージを学ぶ。
- (3) 委員はユニット職員に周知、実施、取組み結果の報告をする。
- (4) 年2回、「とろみ剤勉強会」や「摂食と嚥下」「食事介助の基本」等の苑内または苑外研修を行ない、食事分野においての知識・介護技術の向上に結び付ける。

【ヴィラ愛成】

1. 入所計画

小規模多機能型居宅介護は年間平均稼働率を90%とする。

グループホームは年間平均稼働率を90%とする。

2. 質の高いサービス提供に向けた取り組み

ヴィラ愛成に入所、登録されたゲストが、介護を受けるだけの日々、単調な生活を送るこ
とがないよう、以下のような様々な活動を通じ「生きる意欲や生活の中の喜び」「やりがい
や自分の居場所」「癒し」を日々感じて頂けるよう努める。

- (1) 各種イベントの開催(毎月季節に応じた行事や活動、地域交流イベント)
- (2) ボランティア活動倶楽部を主体とし、ご利用者自らが地域へ足を運び、様々な
活動を通じ、社会貢献できるお手伝いを行う。
- (3) 自立支援を基本とし、ご利用者それぞれが生活してきた日常を取り入れ
生活意欲を高める取り組み。
- (4) 施設内に生花、絵画、陶器、手芸品などの展示
- (5) ボランティア活動の提供（傾聴、体操、オカリナ、フラダンス等）を行う他、
ボランティア活動を行っている方々の積極的な受け入れ。
- (6) 幼稚園園児、各級学校生徒との交流を定期的に行う他、地元の子供たちが気軽に事
業所へ立ち寄れる、あるいは交流できるスペース作り。
- (7) 地域行事、自治会活動への参加
- (8) ドッグ・セラピーによる「癒し」
- (9) 理美容、マッサージ、アロマセラピーによる「癒し」
- (10) ゲストや御家族対象の講演や研修による学び(成年後見制度、医療講座、講話等)
- (11) 愛成会グループ内施設との相互交流（新年会、納涼祭）
他事業所との相互交流（交換研修、勉強会）

3. 地域密着型サービスにおける認知症ケア、自立支援等を含めた質の高い サービス提供に対する考え方

(1) 地域密着型サービス

わたしたちが考える地域密着型サービスとは、住み慣れた小さな地域の中で、要介
護・要支援高齢者が、できる限りその地域での生活を継続していただけるよう支援し
ていくことである。人員、設備及び運営に関する基準、その他関係法令を踏まえた運
営を行うのはもちろんのこと、利用者が、要介護・要支援高齢者であることを鑑み、
地域や家族から孤立した運営が行われることがないよう注意しながら、適切なサービ

ス提供体制を確保し、常に、サービスの質の向上を図っていく。また、運営推進会議を定例で開催し、運営状況の報告やゲストのご利用状況、サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスにしていくことでサービスの質の確保を目的とする。

- ① 介護が必要になっても認知症になっても安心できる環境の中で、これまで築き上げてきた家族や地域社会との関係を断ち切る事なく暮らし続けることを大切にする。
- ② 2か月に1回、運営推進会議を開催することで閉鎖的になりがちな施設運営を風通しの良い物にし、サービスの質の向上を図るとともに、地域における私共のサービスの役割、認知症の方への理解や支援の在り方を、地域の人たちと一緒に考えていく場にする。
- ③ 地域包括ケア推進のため、地域における課題を共有し、行政や自治会とともに地域課題に取り組める事業所であり、地域から頼られるような事業所を目指す。

(2) 認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくり

今後迎える超高齢社会の中で、私たちは、利用者はもとより、地域に暮らす認知症高齢者の方々が安心して暮らせる地域作りの一旦を担っていることから、啓発活動や勉強会など様々な機会への参加、また利用者自身が施設内にとどまらず、積極的に地域へ出ることで、認知症への理解を深めて頂き、この地域の中で安心して暮らせるよう取り組んでいかなければならない。また、地域の中で暮らす認知症高齢者の方、それを支える家族の方が安心して地域で暮らせるよういつでも相談できる事業所を目指とする。

- ① RUN伴、RUN伴+大和への参加を通して、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、私たちの暮らす地域の中には支えを必要としている認知症の人、その家族が沢山いるということを同じ地域の方に知ってもらうこと。また、認知症の方やその家族の方にも同じ地域の中には、たくさんの仲間たちがいて、力を貸してくれるということを知ってもらうことを目指し多くの方に安心して暮らせる町とはどんな町なのかを考えて頂く機会を作る。
- ② 地域ケア会議の開催、参加を通して、その方の住んでいる地域の方々との情報交換を行い、ご利用者を地域で支える環境をデザインし、各関係機関が積極的に連携を取ることで、地域包括ケアに向けた体制づくりを行う。
- ③ 地域の高齢者の方が気軽に集まれる、おしゃべりやお茶が出来るそんな場所を提供し、いつでも相談できる、よりどころになる場所を目指す。
- ④ 地域サロン主催に携わり、自治会や地域包括支援センター等他関係機関と連携を図るとともに、地域の独居高齢者、あるいは中々外へ出られない方、障害者や子どもなどこの地域に住んでいる方を対象とし、気軽に集まれる場所を提供し、日頃から顔なじみの関係をつくることで、「繋がる話せる地域作り」を目指します。

(3) 認知症ケアの基本姿勢、考え方

認知症ケアに関しては、ゲストの生活に合わせた利用者本位のケアを実施していく。

ゲストの生活の継続を支援していく上で大切なのは、その方の「ひとりなり」を知り寄り添いながらこれからをご一緒にさせていただくことである。取り巻く弊害を非日常と捉え、専門性を發揮し少しでも日常へ変えていける様支援していくことである。認知症であっても病氣があっても「私は私」その方の望む人生を最大限応援できる、そんなこれから的生活をデザインしていける職員でありたいと考えます。それは事業所だけにとどまらず、住みなれた地域で、ゲストがいきいきと自分らしさを発揮できる様支援していくことです。

- ① 楽しさや、やりがいは誰かが与えてくれるものではなく自らが作りだしていくもの。ご利用者自らが、自分らしさの中で日常を過ごせるよう、スタッフは専門性を発揮し、カンファレンスや日常の中からその方の過去と現在を知り、共にこれからを作っていくよう支援する。
- ② やりたい意欲こそが最大のリハビリと考え、様々な「やりたい」「行きたい」を一緒にを行い、結果、心も体も元気になる。そんな毎日をデザインする。
- ③ スタッフ全員が認知症の方への基本姿勢を心得え、ご利用者に常に寄り添いながら、共に笑い、共に泣き、人生の最後のステージをご一緒にさせて頂く尊さを感じ、日々のお手伝いをする。

4. 職員の採用・定着・育成策

(1) 職員採用計画について

職員については、地域のニーズにあったサービスを提供するため、また地域の雇用の拡大を目指すため、地元からの雇用を優先的に行い、より地域に密着した施設運営を行っていく。また、愛成会グループの施設との職員交流も行なう。

(2) 職員を定着させるための工夫について

介護は、いくら施設を整備しても、それを支えるすばらしい人材がいなければ機能しません。介護の本質は、お手伝いさせて頂きながら人の人生にかかわり、互助と感謝の気持ちを持って自分の心と向き合い、自分を高める仕事である。技術よりもまず、心のある人材を募り一人ひとりの能力を信じ、施設の成長とともに心のある優秀な人材を育て、増やしていくことが施設のケアの向上ひいては、地域の介護力の向上にもつながると考えられる。一人ひとりが常に向上心を持ち、やりがいと仕事への誇りを持ち続けられるような職場作りが大切である。外部研修への積極的な職員の参加、内部研修への全職員の参加、また、施設は常に新しい課題への取り組みを行い、自己研鑽を行えるような職場環境と、夢を持って仕事に取り組めるような風通しの良い職場作りを行っていく。

- ① 目標管理制度を導入することで、各スタッフが定期的に自分を振り返る機会をつくるとともに、適切な目標を持ち実行に移すことでやりがいに繋げることができるようにする。またこの機会を通じ、管理者と日頃の課題や意見交換などができる場を設け適正な評価に繋げられるようにする。

- ② スタッフの発想、アイディアを大切にし、課題の修正をしながら出来る限り実現できる様バックアップすることで、仕事へのやりがいや楽しさへ繋げられるようになる。
 - ③ 各フロア内の教育システムを見直し、管理者のみならず先輩スタッフが新人スタッフへ基本理念にのっとった介護支援、技術等の育成をマネジメントできるようにし、より質の高い教育体制を構築する。
- (3) 職員の意識啓発、技術向上のための研修体制について
- 質の高いケアの提供には、一人ひとりの職員の高い意識レベルと知識や技術の向上が必要である。適切なケアプランの作成とそのサービスを適正に実施するためのモニタリングや評価が重要となる。それを基に次のプラン作成を行うサイクルを確立し、さらに質の高いケアプラン中心の介護を実施するために職員全員がサービス担当者会議にかかりわり、その経験の中で記録方法や資料整備、気づきや発見、企画、提案、伝達、説明の技術を習得していくようとする。各種関係機関による外部研修情報を提示し、積極的に職員を参加させ、参加したものは必ずフロア会議等で他職員へフィードバックし、学習内容の共有化を行う。また、施設内研修を2ヶ月に1回開催し、介護技術や認知症ケアのスキルアップを図る。それぞれが高い意識を持ち、様々な資格へ挑戦できるようとする。また、他介護事業所との職員交換研修を行い、客観的に自事業所を振り返る機会があることで事業所及びスタッフの質向上に繋げる。
- (4) 地域の介護力強化、若い世代へのアプローチ
- 超高齢化社会を迎えるにあたり、地域での将来的な介護力確保が必要となる。地域密着型施設として、地域に住む若い世代が日頃より認知症高齢者と触れ合う機会の提供、施設内研修や勉強会活動への取り組み、将来の介護を担うであろう人材の育成、地域の介護力の強化を目的とし、様々な地域活動を行う。

5. 利用者の状態、意向に配慮したサービス計画作成の考え方

わたしたちは、認知症対応型共同生活介護及び、小規模多機能型居宅介護事業を行うにあたって、下記のことを遵守し、サービス計画作成をする。

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者およびご家族と介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な介護サービスの内容等を記載した介護計画を、速やかに作成する。
- (2) 介護計画作成後においても、利用者、利用者代理人、サービス担当者と連絡調整を行い継続的なアセスメントを含むモニタリングを実施します。
- (3) 当該援助目標達成時期、あるいは、利用者の様態の変化および新たな解決すべき課題がある時は、利用者、利用者代理人の希望や課題分析の結果に基づき介護計画の変更を行います。
- (4) 利用者および利用代理人は、事業者に対しいつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができる。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者及び利用者代理人の希望に

沿うように介護計画の変更を行う。

- (5) 介護計画を作成し、または同計画を変更した場合には、その介護計画の内容を利用者および利用者代理人に対し説明する。

6. 防災に関する取り組みについて

ヴィラ愛成に入所されたゲストの生命・財産を守るために地震や火災に備え、地元自治会、消防団や関連機関と連携し、常日頃から職員の「防災意識」向上に努める。

(1) 避難・誘導訓練の実施

避難訓練は年2回行う（うち1回は夜間想定訓練）。避難訓練は消防署員の監修の下、地元住民参加での避難訓練を行う。

(2) 地元自治会・消防団との連携強化

地元自治会と地域防災協定を結び、緊急時の連携を強化する。
又、運営推進会議を通じて消防計画を自治会員に提示を行い、自治会との協力体制を確保する。

(3) 自治会防災訓練への参加

大規模災害が発生した場合、地域の住民がお互いに協力して防災活動に取り組み、災害時の被害を最小限にとどめることができるように、日頃より地域との連携を図り、自治会等が主催する防災訓練活動へ参加する。

(4) 施設内防災設備・機器の点検

施設内の防災設備・機器は、火元責任者が月に1回点検を行う。また、法定点検は年に1回防火対象物点検資格者が行うものとする。

(5) 防災備蓄品の定期的な点検

非常時に備え、3日分の食糧、水を備蓄する。点検は年度末に行う。

(6) B C P (Business Continuity Plan) の作成を行い、大規模災害に際して利用者や職員、地域の災害弱者の生命を守るためにどのように行動するかを検討する。

【咲くや愛成】

ゲストが住み慣れた環境で地域住民との交流の下、自宅での生活が可能な限り継続できるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ゲストの心身機能の維持回復を図り、もってゲストの生活機能の維持又は向上を目指す。

1. 入所計画

年間平均稼働率を83%（24/29名）とする。

2. 質の高いサービス提供に向けた取り組み

咲くや愛成に入所されたゲストが、介護を受けるだけの日々、単調な生活を送ることがないよう、以下のような様々な活動を通じ「地域社会において生きがいのある生活」「癒し」「楽しみ」を日々感じて頂けるよう努める。

- (1) 各種イベントの開催(毎月季節に応じた行事や活動、地域交流イベント)
- (2) 事業所内に生花、絵画、陶器、手芸品などの展示
- (3) ボランティア活動の提供
- (4) ゲストのクラブ活動の開催
- (5) 幼稚園園児、各級学校生徒との交流
- (6) 地域行事、自治会活動への参加
- (7) ドッグ・セラピーによる「癒し」
- (8) 地域ケアプラザとの連携の下、認知症カフェやサロン、講習会等の地域住民との交流
- (9) 愛成会グループ施設との相互交流（新年会、納涼祭）

3. 地域密着型サービスにおける認知症ケア、自立支援等を含めた質の高いサービス提供に対する考え方

(1) 地域密着型サービス

住み慣れた地域の中で、ゲストが、できる限りその地域での生活を継続していくだけの支援していくことである。人員、設備及び運営に関する基準、その他関係法令を踏まえた運営を行うのはもちろんのこと、ゲストが、地域や家族から孤立した運営が行われることがないよう注意しながら、適切なサービス提供体制を確保し、常に、サービスの質の向上を図っていく。また、運営推進会議を定例で開催し且つ、外部評価（年／1回）を実施し、運営状況の報告やゲストのご利用状況、サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスにしていくことでサービスの質の確保を目的とする。

(2) 認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくり

今後迎える超高齢社会の中で、私たちは、ゲストはもとより、地域に暮らす認知症高齢者の方々が安心して暮らせる地域作りの一旦を担っていることから、啓発活動や勉強会など様々な機会への参加、またゲスト自身が事業所内にとどまらず、積極的に地域へ出ることで、認知症への理解を深めて頂き、この地域の中で安心して暮らせるよう取り組む。また、地域の中で暮らす認知症高齢者の方、それを支える家族の方がいつでも相談できる事業所を目標とする。

(3) 認知症ケアの基本姿勢、考え方

認知症ケアに関しては、ゲストのリズムに合わせたゲスト本位のケアを実施していく。利用者の生活の継続を支援していく上で大切なのは、単なるおんぶにだっここのケアではなく、ゲストの残された力をできるだけ引き出しながら、「見守ること」を大切にし、支援が必要な部分に関してはお手伝いしていくというケアである。ゲストにとって「できる」ことは自信になり、楽しみになり、活力になるため、わたしたちの使命は、ゲストの「できる」ことをできるだけ多く長く残し、できない部分が少しでも本人の負担にならないように支援していくことで、住み慣れた地域の中でその人らしく暮らし続けられることである。

4. 職員の採用・定着・育成策

(1) 職員採用計画について

職員については、地域のニーズにあったサービスを提供するため、また地域の雇用の拡大を目指すため、地元からの雇用を優先的に行い、より地域に密着した事業運営を行っていく。

また、愛成苑・ヴィラ愛成との職員交流も行なう。

(2) 職員を定着させるための工夫について

介護は、いくら事業所を整備しても、それを支えるすばらしい人材がいなければ機能しません。介護の本質は、お手伝いさせて頂きながら人生にかかわり、互助と感謝の気持ちを持って自分の心と向き合い、自分を高める仕事である。技術よりもまず、心のある人材を募り一人ひとりの能力を信じ、事業所の成長とともに心のある優秀な人材を育て、増やしていくことが事業所のケアの向上ひいては、地域の介護力の向上にもつながると考えられる。一人ひとりが常に向上心を持ち、やりがいと仕事への誇りを持ち続けられるような職場作りが大切である。外部研修への積極的な職員の参加、内部研修への全職員の参加、また、事業所は常に新しい課題への取り組みを行い、自己研鑽を行えるような職場環境と、夢を持って仕事に取り組めるような風通しの良い職場作りを行なっていく。

①目標管理制度を導入することにより、各スタッフが個々の目標に取り組み、ひいては職場全体のレベルアップにつなげ、働き甲斐のある職場環境を作っていく。

(3) 職員の意識啓発、技術向上のための研修体制について

質の高いケアの提供には、一人ひとりの職員の高い意識レベルと知識や技術の向上が必要である。適切なケアプランの作成とそのサービスを適正に実施するためのモ

ニタリングや評価が重要となる。それを基に次のプラン作成を行うサイクルを確立し、さらに質の高いケアプランの下、質の高い介護を実施するために職員全員検討会議に参加し、その経験の中で記録方法や資料整備、気づきや発見、企画、提案、伝達、説明の技術を習得していくようとする。各種関係機関による外部研修情報を提示し、積極的に職員を参加させ、参加したものは必ず内部研修等で全職員へフィードバックし、学習内容の共有化を行う。また、内部研修を定期的に開催し、介護技術や認知症ケアのスキルアップを図る。それぞれが高い意識を持ち、様々な資格へ挑戦できるようにする。

愛成苑及びヴィラ愛成で開催させる研修への参加や合同企画を行い、愛成会全体で質の向上に努める。

(4) 地域の介護力強化、若い世代へのアプローチ

超高齢化社会を迎えるにあたり、地域での将来的な介護力確保が必要となる。地域密着型事業所として、地域に住む若い世代が日頃より認知症高齢者と触れ合う機会の提供、施設内研修や勉強会活動への取り組み、将来の介護を担うであろう人材の育成、地域の介護力の強化を目的とし、様々な地域活動を行う。

5. ゲストの状態、意向に配慮したサービス計画作成の考え方

わたしたちは、小規模多機能型居宅介護事業を行うにあたって、下記のことを遵守し、サービス計画作成をする。

- (1) ゲストの心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ゲスト及びご家族と職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な介護サービスの内容等を記載した介護計画を、速やかに作成する。
- (2) 介護計画作成後においても、ゲスト、ゲスト代理人、サービス担当者と連絡調整を行い継続的なアセスメントを含むモニタリングを実施する。
- (3) 当該援助目標達成時期、あるいは、ゲストの様態の変化および新たな解決すべき課題がある時は、ゲスト、ゲスト代理人の希望や課題分析の結果に基づき介護計画の変更を行う。
- (4) 介護計画を作成し、または同計画を変更した場合には、その介護計画の内容をゲストおよびゲスト代理人に対し説明する。

6. 防災に関する取り組みについて

咲くや愛成に入所されたゲストの生命・財産を守るために地震や火災に備え、地元自治会、消防団や関連機関と連携し、常日頃から職員の「防災意識」向上に努める。

(1) 避難・誘導訓練の実施

避難訓練は年2回行う（うち1回は夜間想定訓練）。避難訓練は消防署員の監修の下、地元住民参加での避難訓練を行う。

(2) 地元自治会・消防団との連携強化

地元自治会と地域防災協定を結び、緊急時の連携を強化できるよう努める。

(3) 自治会防災訓練への参加

大規模災害が発生した場合、地域の住民がお互いに協力して防災活動に取り組み
災害時の被害を最小限にとどめることができるように、日頃より地域との連携を図り、
自治会等が主催する防災訓練活動へ参加する。

(4) 施設内防災設備・機器の点検

施設内の防災設備・機器は、火元責任者が月に1回点検を行う。また、法定点検は
年に1回防火対象物点検資格者が行うものとする。

(5) 防災備蓄品の定期的な点検

非常時に備え、3日分の食糧、水を備蓄する。点検は年度末に行う。

(6) 愛成会BCPに基づき、咲くや愛成におけるBCPを作成・周知し、大規模災害に際して
法人として連携し利用者、職員、地域の災害弱者の生命を守る為の体制作りを行なう。